

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つと捉えて、積極的に取り組んでおります。当社の企業理念では「Daiohsの利潤は、お客さまの満足から生まれるもので、それをさらにお客さまのために、社会のために、そして、私たちのために生かします。」と定め、株主を始めとしたステークホルダーから信頼を得ることによって、利潤が生まれるということを基本理念としています。従業員やパートナーを大切にすることによって、お客さまへの最適なサービスを生み、お客さまの満足度の向上が業績向上をもたらす、業績の向上が株価の上昇や配当などの形で株主の皆さまに還元されるサイクルを生み出したいと考えています。そのためには、社内の管理体制としてコーポレート・ガバナンスを強化することが重要であり、この充実に向けた施策を講じてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

当社の株主において機関投資家や海外投資家の皆さまが占める比率は僅少であるため、当面は議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は不要と判断しております。今後の株主構成の動向に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供】

当社の株主における海外投資家等の比率は僅少であるため、当面は英語による情報開示・提供は不要と判断しております。海外株主への英語での情報提供につきましては今後の株主構成の動向に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社は、現時点で独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置しておりません。しかし当社では重要な事項に関する検討に当たり、2名の社外取締役および2名の社外監査役が取締役会の場において積極的な発言を行うとともに、必要に応じて代表取締役との間で個別に意見交換を行っております。このことから当社においては独立社外取締役等の適切な関与・助言が行われていると考えておりますが、今後もその有効性については継続的に検証してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では指名方針に基づき、ジェンダーや国籍にとらわれることなく取締役候補者の指名を行っております。また、当社の現在の取締役会においてはその豊富な知見や国際経験において多様性と適正規模が両立した形で構成されていると判断しております。現時点で女性の取締役はおりませんが、今後も取締役会の多様性確保に向け検討を重ねてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

(政策保有に関する方針)

当社は、相手企業との関係・提携を強化するため政策保有株式を保有する場合があります。取締役会は毎年、保有する政策保有株式について中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証します。

(議決権行使基準)

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断したうえで、営業上の取引関係と株式保有によるリターンを勘案して、賛否を判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

役員、主要株主、子会社その他関連当事者との間で競争取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないようあらかじめ取締役会にて審議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については、適宜報告を求めるものとします。また、取引条件および取引条件の決定方針等については、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに株式会社東京証券取引所が定める規則に従い開示します。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金の積立金の運用を行っていないため、本原則におけるアセットオーナーには該当いたしません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念や経営戦略・経営計画

当社は「Daiohs企業理念」を企業の価値観の最上位に位置するものとして定め、その価値の実現のために事業活動を行います。

Daiohs企業理念

Daiohsは、時代の新しいニーズを先取りして、新しいマーケットを創造します。

Daiohsは「最適なサービス」という商品を、

最適なコストで、継続的にお届けします。

Daiohsの利潤は、お客さまの満足から生まれるもので、それをさらにお客さまのために、社会のために、そして、私たちのために生かします。

ありがとうございました。

経営戦略・経営計画については有価証券報告書や決算短信にて開示しておりますのでご参照ください。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針  
本報告書「1.1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)役員報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬は基本報酬および手当から成り立つものとします。基本報酬については会社の営業成績を踏まえ、業界あるいは同規模の他企業の水準と従業員の給与との均衡を勘案の上、株主総会にその総額の上限を上程し、決定された範囲内で設定します。手当については、各取締役の職位に基づき設定します。

経営陣の報酬に対する中長期的な業績や潜在的リスクを反映させたインセンティブ付けは必要に応じて検討・実施します。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者指名に当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、次の方針に従うものとします。

取締役及び経営陣幹部は、高い倫理観を有し、職責を十分に理解し、取締役会及び本部長会議において積極的且つ建設的な議論ができる人物であることに加え、当社の業界に深いオフィスサービス市場等の分野における卓越した見識と幅広い経験を有する者を基本とします。

監査役は、高い倫理観を有し、取締役の職務執行の監査を的確、公正且つ効率的に遂行できる見識、能力および幅広い経験を有する者を基本とします。

取締役候補者の指名および経営陣幹部の選解任は、上記方針に基づき取締役会において総合的に判断をします。

監査役候補者の指名にあたっては、上記方針に基づき選ばれた候補者の妥当性について監査役会の同意を得た上で取締役会の決議をもって決定することとします。

(5)取締役・監査役候補者の個々の選解任・指名についての説明

「定時株主総会招集ご通知」にて開示しておりますのでご参照ください。( <https://www.daiohs.com/company/library4> )

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項および経営陣に対する委任の範囲】

当社は経営の意思決定・監督機関として取締役会を位置づけ、その意思決定に基づく業務執行を各取締役並びに執行役員へ委任しております。

取締役会は取締役会規程等において定められた当社ならびにグループ会社における重要事項の決定ならびに取締役の監督等を行います。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定、その実現に向けて最善の努力を行います。また独立した社外取締役を選任し、監督機能の強化を図っております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席し、企業経営の経験や見識に基づき、中立公正な立場から適宜助言を行うなど監督機能の強化に貢献しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社において独立社外取締役を選任する際の判断基準は、株式会社東京証券取引所の定める独立性判断基準等を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者であるとともに、企業経営等を通じた幅広い見識を持ちそれを当社コーポレートガバナンスの強化に活かすことが出来る者としております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款の定めに基づき、取締役は3名以上8名以内、監査役は3名以上の規模で構成します。

取締役の任期は1年間とし、毎年株主の信任を仰ぐものとします。業務執行取締役は、国内外の「飲料サービス」か国内の「環境衛生サービス」に精通したものを選任することとし、業務執行取締役同士の相互評価結果等に基づき候補者の指名を行います。社外取締役および社外監査役は、性別を問わず、当社の基準に基づき選任を行います。また、社外取締役は企業経営の経験者等の優れた人格と高い見識を有する人材を、社外監査役は公認会計士、税理士、企業経営の経験者等の高い専門性を有する人材を選任して、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを勘案します。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

「定時株主総会招集ご通知」にて開示しておりますのでご参照ください。( <https://www.daiohs.com/company/library4> )

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

当社では取締役会の運営が適切に行われ、その実効性が確保されているかについて、定期的に評価・検討を行っております。

現在の当社の取締役会においては、社外取締役や社外監査役を含めた活発な議論のもとに運営が行われており、経営上重要な事項の決議および業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保されていると評価しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

各取締役・監査役はその役割・責務を適切に果たすため、積極的に自己研鑽に努めることとします。また、会社は各取締役、各監査役および各執行役員に対して必要な知識の習得や適切な情報のアップデートのため勉強会を主催するとともに、外部セミナーや人的ネットワークへの参加を推奨し、その費用については会社が負担します。

新任取締役・監査役に対しては会社の現状について理解を深めるため、別途研修の機会を設けるとともに、コーポレートガバナンス等に関する外部セミナーへの参加を推奨し、その費用については会社が負担します。就任後においても、必要に応じて、最新の情報を入手するための外部セミナー等の情報を提供します。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では執行役員管理本部長をIR担当責任者として指定し、管理本部法務グループを担当部署として定めています。担当部署は経理部門その

他関連部署と共同でIR関連業務に当たります。またアナリスト向けの決算説明会を年に2回開催するとともに、株主や投資家からの面談申込みについては執行役員管理本部長が適宜対応し、その結果把握された株主や投資家の意見等は取締役・監査役等と共有します。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ダイオーエンタープライズ	5,596,056	41.64
大久保真一	1,601,536	11.92
大久保洋	400,800	2.98
公益財団法人ダイオーズ記念財団	400,000	2.98
大久保洋子	394,066	2.93
大久保潤	268,400	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	228,700	1.70
ダイオーズ従業員持株会	208,371	1.55
大久保真	168,400	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	112,400	0.84

支配株主(親会社を除く)の有無	大久保真一
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役大久保真一及びその近親者(同氏の二親等内の近親者)、同氏及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社が、2021年3月末時点で総議決権数の63.25%を所有しておりますが、コーポレート・ガバナンス体制を十分に機能させることにより、適切な事業運営に努めております。なお、現在当社と同氏及びその近親者、並びに同氏及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社との間で取引は一切行われておりません。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
佐藤 雅敏	他の会社の出身者														
西澤 宏繁	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 雅敏			佐藤雅敏氏は当社において社外監査役としての実績を有しており、また、永年の銀行実務と会社経営の経験に基づく幅広い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくために社外取締役に選任し、独立役員として指定いたしました。 同氏は取引所が独立性の基準として定める項目に該当するものはなく、中立公正な立場が確保されていると判断しております。

西澤 宏繁		西澤宏繁氏の企業経営に基づく幅広い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくために、社外取締役役に選任し、独立役員として指定いたしました。同氏は取引所が独立性の基準として定める項目に該当するものではなく、中立公正な立場が確保されていると判断しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期首においては、その事業年度の会計監査に係る監査計画の説明を受け、期中においては会計監査人の監査に立ち会い、会計監査人の監査実施状況、実施結果を把握しております。期末においては、会計監査人との懇談により意見交換を行い、会計監査人が把握した会計上の重要事項について、内容を確認・検討しております。  
また、内部監査部門は、監査役及び会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行うことで効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深山 小兵衛	他の会社の出身者													
青嶋 潤一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

深山 小兵衛	深山小兵衛氏は現在、当社の取引先である新栄税理士法人において業務執行者であります。取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略いたします。	深山小兵衛氏の公認会計士及び税理士として有する企業会計に関する豊富な見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくために社外監査役として選任いたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任いたしました。
青嶋 潤一		青嶋潤一氏の永年にわたる海外事業の経験に基づく幅広い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくために、社外監査役に選任し、独立役員として指定いたしました。同氏は取引所が独立性の基準として定める項目に該当するものはなく、中立公正な立場が確保されていると判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社及び当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員
該当項目に関する補足説明	

当社及び子会社の役員及び従業員を対象としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>	

2021年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は以下の通りです。  
取締役を支払った報酬 89百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、当社の業績を踏まえて決定する固定報酬としての基本報酬を支払うこととする。

### b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

代表取締役社長は、取締役会決議に基づき、各取締役個人別の基本報酬額の決定について委任を受けるものとする。

### **【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

取締役会および監査役会の招集事務、議事録の作成、その他運営に関する事務は、法務グループのマネージャーが担当しており、社外取締役及び社外監査役のサポートを行っております

## **2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**

当社グループの経営上の重要な意思決定については取締役会(毎月1回開催)、取締役会付議事項の基礎となる全般的業務執行方針、計画及び重要な業務の実施に関する協議については本部長会議(毎月1回開催)、ならびに取締役の業務執行の監視については監査役会(毎月1回開催)によって行われております。なお、報酬額については、取締役、監査役別に支給総額の上限を株主総会にて決議し、個々の支給額については取締役会、監査役会において、決定方針にしたがって決定を行っております。

監査役及び監査役会については「取締役の業務執行の監視機能」と位置づけて、社外から財務・会計及び経営に関して専門的な知識を持った有識者を社外監査役として招聘し、公正かつ厳正な観点から管理・監督を行う体制を敷いております。また、監査役3名が毎月取締役会に出席し適宜意見を表明することは元より、社内の重要会議への出席や、重要書類の閲覧等によって、厳しく監視を行っております。

## **3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由**

取締役の任期を2004年6月の定時株主総会より1年に変更し、株主の皆様へ毎年信任を仰ぐとともに、監査役及び監査役会については「取締役の業務執行の監視機能」と位置づけて、社外から有識者を招聘し、公正かつ厳正な観点から管理・監督を行う体制を敷いており、現在この体制は有効に機能していると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日時の決定に当たっては、より多くの株主の皆さまが株主総会に出席できるよう、毎年株主総会集中日と予測される日を選けるとともに、開会時刻を午後とするなどの配慮を行っております。
その他	「事業の概況」の報告をビジュアル化することによって、よりわかり易い報告を目指しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算の発表後遅滞なく日本証券アナリスト協会において、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、「IR情報」として、年2回実施している決算説明会の資料、株式情報、決算短信、IR情報年表(決算情報以外の適時開示資料)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部がIRに関する業務を所管しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主、従業員、パートナー、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働によるべきと認識し、この協働を实践するため、当社の行動規範を「ダイオーズ倫理規程」に定め、経営陣が率先して健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境関連法規・規準(公害防止、廃棄物再資源化、省エネルギー他)を遵守しつつ、ピュアウォーター事業ではリターナブルボトルを採用し、コーヒーの焙煎では天然ガスを使用して二酸化炭素の排出を抑制するなど、環境保全に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	取締役・監査役及び経営陣は、株主に対する受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、会社情報の適時開示を重要な経営課題の1つと認識しております。法令並びに株式会社東京証券取引所の規則に従って適切な情報開示を行うとともに、諸法令や規則に該当しない場合でも株主をはじめとする各ステークホルダーにとって重要と判断される情報については、発生・決定事実がポジティブである与否を問わず、ホームページ等を通して積極的に開示します。
その他	当社ホームページにおいてプライバシーポリシーの表明を行って、個人情報保護に努めております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、取締役及び取締役会による業務執行、監査役及び監査役会による管理・監督、監査グループ(提出日現在1名)による業務監査から、構成されております。社外取締役2名を含む取締役5名は任期を1年として株主の皆様の信任を毎年仰いでおります。また監査役3名のうち2名は社外監査役であり、公正かつ厳正なる監査体制を敷いております。

なお、当社の内部統制システムの基本方針は以下の通りであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ全体のコンプライアンス体制ならびに定款や各種社内ルールを遵守する組織機構として、純粋持株会社である株式会社ダイオーズの管理本部がこれに当たります。定款や各種社内ルールに関しては、常時閲覧が可能となるよう社内ネットシステムを構築し、内部監査による監査項目の一つとして具体的な実態調査を適宜行っております。さらには、取締役及び従業員等が、社内においてコンプライアンス違反行為を行い、または行おうとしていることに気がついたときは、管理本部長、監査グループマネージャー、常勤監査役に通報(匿名可)しなければならないと定めております。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わないことを社内に周知徹底しております。

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部の専門家と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持ちません。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は行いません。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む、以下同じ)その他の重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理します。

イ. 株主総会議事録

ロ. 取締役会議事録

ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料

ニ. 取締役が決裁者となる決裁書類

ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

ヘ. 上記各号に付帯関連する資料

代表取締役社長は、上記の情報の保存及び管理を監督する責任者となります。管理本部長は代表取締役社長を補佐し、上記に定める文書その他の情報の保存及び管理を行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、株式会社ダイオーズの管理本部が、その独立性を活かしてリスク管理全体を統括する組織として機能し、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理に当たることとしております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、当社ならびにグループ会社における重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、2004年6月の株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を1年に変更しました。

#### (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、株式会社ダイオーズの管理本部が、グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制としております。なお、関連会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行っております。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

#### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。また、取締役は当該スタッフに対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意することとしております。

#### (8) 監査役への報告に関する体制

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。また、当社グループではその役員を対象とした内部通報制度である「クリーン・ライン制度」を整備しております。ここで通報された事項は常勤監査役へ報告されることとしております。

#### (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の通報者及び通報内容は秘匿され、通報を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことは禁じられています。

#### (10) 監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、もしくは債務の弁済を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとしております。

#### (11) その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、重要な会議に適宜出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めるとしてしております。なお、監査役は、当社の会計監査人である三優監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然たる態度で対応し、これらと係わりのある企業・団体・個人とはいかなる取引も行いません。その旨を「ダイオーズ倫理規程」に定め、当社グループ役員に周知徹底しております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力排除に関する情報をグループ内で共有し、報告・対応に関する体制を構築します。また、業界・地域社会と協力し、警察等の関係行政機関や弁護士等と緊密な連携を取って反社会的勢力の排除に努めます。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

#### 1. 会社情報の把握

##### (1) 発生事実に関する情報

重大事故・災害等が発生した場合、直ちに当社及び子会社の関係各部門、工場から各本部長を経由して管理本部長に連絡することとなっております。万一、食品安全衛生に係る重大事故が発生した場合は、本社及び工場に緊急対策チームを編成し、事故状況を迅速・正確に把握して対処することとしております。

##### (2) 決定事実に関する情報

重要な意思決定については、業務執行の決定機関である取締役会の事務局となる法務グループが開示すべき会社情報に該当するか否かについて確認しております。

##### (3) 決算に関する情報

決算、四半期決算については、主管部署である経理グループが決算短信及び財務諸表等の数値情報を、法務グループが定性的情報をそれぞれ取りまとめ、開示資料を作成しております。

##### (4) 情報取扱責任者による会社情報の集約・管理

上記(1)から(3)により把握された全ての会社情報については、証券取引所の適時開示規則に基づき選任した情報取扱責任者に速やかに報告し、情報取扱責任者の下で重要な会社情報として管理することとしております。

#### 2. 情報開示の要否の検討

情報取扱責任者の指揮の下、管理本部及び関係各部門の協議により重要性を判断するとともに、証券取引所の適時開示規則等に準拠して情報開示の要否を検討します。

#### 3. 適時開示の実行

開示すべき事項と判断した場合は、直ちに代表取締役社長にその旨を具申し、発生事実については速やかに、決定事実及び決算情報については取締役会承認後遅滞なく、証券取引所の適時開示情報伝達システムを利用して適時開示を実行します。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

